

ID: 235

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	負担額の徴収		
例規名 根拠条項	名寄市入院助産施設条例 第8条本文		
例規番号	平成18年条例第141号		
<p>【根拠条文】 (負担額) 第8条 入院助産を受ける者又はその扶養義務者は、市長が別に定める徴収金を負担しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日